

Title	L'An IIに於けるApprovisionnementの問題
Sub Title	Problem of Foodstuff in the year II (1793)
Author	鈴木, 泰平(Suzuki, Taihei)
Publisher	三田史学会
Publication year	1956
Jtitle	史学 Vol.29, No.3 (1956. 12) ,p.60(288)- 82(310)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19561200-0060

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

L'An II に於ける Approvisionnement の問題

鈴 木 泰 平

序 論

八月十日の革命が、直接的には、王權の命脈を絶つたにせよ、決定的な勝利を革命フランスに齎らさなかつたことは、興味あることと云えよう。これには幾多の事情が介在してゐることは勿論であるが、恐らく、その中でも革命運動と表裏の關係にある共和國軍隊の動向が、決定的な影響を與えたものと思はれる。

周知の如く、革命フランスの存在が全ふされるためには、數多の革命的政策の果敢な實施が必要であり、その上大規模な軍事作戦に伴ふ龐大な物資の供給、調達の必要性は、より計畫的な政策の實施を求めてゐたのであつた。

所謂 Approvisionnement の問題も、結局は、かゝる総合的な政策の一環をなすものであるが、その實施効果の如何は、問題の性質上、直接的な影響を革命に投影せずにはゐなかつたのである。

本稿に於いては Approvisionnement (食糧補給) が、一七九三年の所謂革命的危機に於いて、如何なる状態に置かれ如何なる關聯を革命政治に持つてゐたかを検討しようとするものであるが、本論に入るに先立ち食糧補給の問題に

關する前史とも云ふべきものを簡単に御紹介することゝしたい。

Approvisionnement に關しては、既にその重要性をラブルス教授等によつて指摘されてゐる如く、早くからフランス國家の運轉上の重要課題になつて居り、その對策如何は、直接的に時の政情に決定的な運命を將來してゐるものであつた。従つて食糧補給に關しては、つとに多くの對策が立てられて居り、それぞれ客觀的事態の推移に應じて相當の成果を擧げてゐたのである。

處で、食糧補給は、結局は、フランスの持つ農業經濟の構造乃至は特殊性に基いてゐるだけに絶えざる廣い觀點からの政策が必要であり、廣い意味に於ける Substances の問題として扱はれるのは當然のことであつた。しかし、同じく補給の問題であつてもそれが戰時であるか、平時であるかによつて、事情は根本的に異なるものであり、特に戰時下に於いては困難な課題を内包してゐたのである。大規模な戰爭がないアンシアン・レジームの場合では、絶對的な物資の不足輸入途絶等の條件は、考慮しないで濟む譯であり、少くとも物資の生産、供給に關しては、殆んど問題はなく、問題になつてゐたのは、物資の調達、配給、價格等の購入、購買等の技術的側面であつた。此の限りに於いては、一般的なフランスの食糧經濟の運用には殆んど影響がなかつたのである。しかし、アンシアン・レジーム末期に於いては、戰爭がなかつたとは云え、食糧補給は別箇の觀點より新たな検討が加えられる必要があつた。それはアンシアン・レジーム末期に於ける異常な人口増加と封建階級の封建的な反動とに據る大幅な食糧不足と云う事態が將來してゐたからである。此の結果、必要であつたのは、食糧の生産手段と流通機構の改革であり、延いては軍隊に對する食糧補給にも相當の影響が及んできたのであつた。軍隊の食糧補給は最初 Intendant の責任であつたが、其の後、軍隊の直接購入制が

行はれ、明瞭に *Approvisionnement* が軍隊行政の重要課題になつてゐた。當時とられた補給方法は、大別すると、請負、特殊法人組織及び軍直接購買制等に分けられるのであるが、この中、請負制は購入價格の點に難點があり、法人組織にあつては、その運轉に必要な國家豫算の不足に問題があつた。最後の軍直接購買制に於いては、軍人の本務よりの離脱、一般民間との市場争ひ等の弊害を伴つて居り、何れにせよ軍隊食糧補給には、革命前に少からぬ障害と問題があつたのである。

Approvisionnement は、以上の如く、平時に於いても社會、經濟的條件の變化と統治機構の動搖があれば、直ちに多大の影響を受ける性質の問題であるが、革命の混亂と革命戰爭の勃發は、多くの點に於いて、補給問題を困難な事態に追ひ込んだのである。

フランス革命に際して革命政府の指導者が、問題の解決に際して、アンシアン・レジームの經驗を生かそうとしたのは至極當然であつたが、事態の急速な變化と補給條件の悪化は、必ずしも豫期した如き成果を生まざり、屢々革命フランスは重大な岐路に立たされた次第であつた。

この意味に於いて、*Approvisionnement* は、單に、共和國軍隊の作戰の成否に關係を及ぼしたのみならず、事實上革命政治の中樞的地位を占めるに至つた譯であり、問題の解決には凡ゆる革命的な努力が要請されてきたのである。シヤコバンの一七九三年より九四年に至る經濟政策のエスキスも、この見地よりすれば、一重に食糧問題の解決を指向してゐたものとも云えよう。

(一)

一七九三年の *Approvisionnement* に關して先づ問題になるのは、共和國軍隊の構成乃至は軍事制度であらう。革命戦争の勃發當初の軍隊及び軍事制度は、概ね、極めて微弱乃至は不備であり、敗戦は當然の歸結であつたが、本格的な軍事對策が立てられ、軍隊の名に相應した内容を持つたのは、一七九三年四月以降のことであつた。

革命政府の樹立以來、始めて、軍事部門の責任に當つたのは、國防委員會 *Comité de défense générale* であるが、革命フランスの本格的な軍事機構が据えられたのは、同委員會委員のデュボア・クランセ *Dubois-Crance* のプランに據るのである。クランセの、九三年一月二十五日付國民公會宛の提案によると、軍隊の數は五十萬二千八百名に抑さえ、その中五萬三千を騎兵に二萬を砲兵に振向け、大凡五十萬内外をもつて、一應當面の事態に對處し得るものと考へてゐたようである。⁽¹¹⁾

クランセは、その後、間もなくこれを充分とは思はず、後のアマルガムを思わせるが如き正規兵と志願兵との差別撤廢による革命フランス統合軍の編成を企て、更に進んで下級兵員の士官への特別任用並びに兵士への公有財産の供與を提案してゐるのである。これ等の案はパレールの激しく攻撃する所であつたが、サン・ジュストの非常な賞讃を博し、結局原則的には國民公會の容認する所となつた。

共和國軍隊は、次いで、所謂三十萬軍隊徵集令を契機として第二の發展期に入る。九三年二月、國民公會は五十萬から成る戦闘部隊の編成のため、新たに、三十萬の兵士の徵集を決め、住民千名當り十七名の割合で郡及びコミュニヌ

からの徴集に當つた。^(三)此の徴集令の實施責任者は、始め陸軍委員會委員ブルノンビル Beurnonville であつたが、後ブーシヨット將軍 *Générale Bouchotte* が代はり、以後、同將軍によつて共和國軍隊の建設は急速に進められるに至つた。同將軍の着手した改革の中、もつとも、顯著なことは、軍司令官を始め各級の指揮官の全般的な異動交迭とそれによる反革命派の陸軍からの肅正であつた。^(四)これは革命精神に満ちた統一混合軍の創設と共に事實上フランス軍隊を全く更新強化するのに寄與したのである。

ブーシヨット將軍による軍隊の改編に伴ひ、公安委員會は、改めて、軍團の員數、裝備、衣糧等の調査に乗り出してゐるが、各軍團の委員會に對する回答は存外不明確であり、とくに軍需補給の實情は殆んど把握出來ず、今後の軍隊運用に重大な支障を與えてゐるのである。

三十萬兵員徴集令は若干の障害があつたにもかゝらず急速に進展したが、此れは當然各駐留軍團の大幅な整備、改編を促すこととなり、従前、一應、九軍團に編成された共和國軍隊は、ノール、アルデンヌ、モーゼル、ラン、アルプ、イタリー、東ピレネー、西ピレネー、ローシエル沿岸、ブレスト沿岸、シエルブル沿岸の十一軍團から成立するに至つた。ブーシヨット將軍の改革と此の軍團再編成によつて、フランスの軍隊はほゞその基本的な機構を整えたと云ふことが出來よう。

軍團再編成に關聯して、もつとも、注目すべきことは、各軍團毎に所謂軍隊付政治委員が置かれたことであつて、人事、訓練、裝備、經理、施設、補給等の軍事行政は全て其の監督下に置かれ、中央革命政府との緊密な連絡と効果的な軍隊運用が期せられたのである。しかし、軍事作戰の基幹とも云ふべき武器、彈藥の補給と食糧の調達は比較的輕視

される傾向があり、獨立した機構の設置や補給の實際に關しては特に注意すべきものがないのである。

共和國軍隊の第三の建設期は、所謂國民總員令 *Levée en masse* の制定、施行期に當る（九三年八月）。この段階に於ける軍事的狀況は全く危機的様相に包まれて居り、とくに北部方面戰線の全面的な後退とヴァンデー地方、マルセイユ、リオンの叛亂及びツローンの陥落は、革命史上最大の重壓を與えてゐたのであつた。ロベスピエールがフランス民衆の國民公會への結集と反革命派軍人の徹底的肅正を求めたのは此の危機に於いてであるが、此の危機は當然新しい動員を促すことゝなつたのである。

國民總員令がバレーールの名に於いて、公安委員會で討議されたのは八月二十三日であるが、公安委員會の陸軍部門を擔當するに至つたカルノーとブーショットが、その施行規則を定めてディストリクトに下命したのは九月一日であり、従つて同令は實際には九月上旬過ぎに各地に傳達された次第であつた。この、形式上、臨時行政委員會の名で命令された指令書によると全體で五百四拾三のバティヨンが既存の軍團に配屬され、其の總數は五十萬を超えてゐるのである。共和國軍隊の總數は、この結果ほど百萬内外に達することゝなり、アマルガム、騎兵及び醫療部隊の編成と相俟ち共和國軍隊の威力は従前に倍するものになつた。

(一)

共和曆二年の *Approvisionnement* は、この彪人な軍隊の運用に直接關聯を持つてゐる譯であるが、同年度に於ける食糧補給の實情は如何なるものであつたであらうか。こゝで一應問題の所在及び性格を知る意味に於いて革命勃發よ

り九三年に至る *Approvisionnement* の情況を検討することゝしたい。

八九年より九十年に至る一聯の革命的擾亂が、食糧問題に端を發し、又逆に影響を擾亂から受けたと思はれるのは、至極當然であるが、しかし、事實は吾々の推測をはずれた所にあつた模様であり、少くとも飢饉的狀態よりは政治的社會的原因に基づく動きが多分にあつたのである。従つて、軍需補給の側面としての食糧の調達、補給には殆んど影響することがなかつたと推論出来るのである。續く九十年代も豊作と價格の低落によつて餘り問題はなく、又戦争、インフレーションの影響もないため、事態は平穩に推移してゐたのであるが、九十一年にはアッシニヤが仕拂手段となり、その結果、國外購入が困難になるに従つて、問題の様相には稍異つた面が出るに至つたのである。従前、軍の直接下に置かれていた食糧管理委員會 *Directoire des Substances* は、もはや在來の機能を發揮出來ず、民間の糧食商人の請負制が代はる傾向を見せてゐるのであるが、絶對量の不足乃至は供給途絶等の段階にはない當時としては、問題は左程深刻性を帯びてゐないのである。従つて軍當局に於いても眞劍な對策が用意されてゐない實情であつた。

食糧補給が緊急の解決を要する問題として登場したのは、アッシニヤの價格が半減し、北部戰線の包圍された要塞の補給が危機に陥つた時である。穀物生産が平年並の上アッシニヤが暴落し、穀物供給市場の機能が殆んど停止状態に陥つてゐる際、アッシニヤのみに仕拂を委ねていた軍補給が全く途絶したのは當然であつたが、これに對してとられた方策は、買占並びに投機の禁止、輸出の制限及び二重價格の設定等に過ぎなかつた。従つて、軍補給は、殆んど、現地徴達に頼らざるを得ない状態に立至つたのである。この結果、革命政府は新たに食糧購買委員會 *Directoire aux achats* を設けて、軍專屬の補給を行はせ、辛じて毎日を凌ぐ有様であつた。しかし、斯様な軍優先の綜合性を缺く

食糧政策は續く九二年より九三年に至る補給に全面的な影響を與えることとなり、軍補給による一般民間需要の壓迫、價格の急騰及び供給量の減少等を將來するに至つた。こゝに於いて、軍補給は始めて一般民需との關聯に於いて、綜合的な立場より解決する他はなくなつてきたのであつた。この段階に於いて、とられた對策は、僅かに五月四日の穀物公定價格令(九)と七月二十六日の獨占禁止令(一〇)にとどまつてゐるのであるが、この點から見ると、*Approvisionnement* の問題解決は依然として自由經濟の枠内に於いて計られてゐたことが分るのである。

この枠内に於いて問題の解決が試みられ、或る程度奏効した限りに於いては、食糧補給は、本質的には問題がなかつたとも云える譯であるが、收穫の減少、アツシニヤの下落、需要の増大、勞働力の減少の如き客觀的條件が其の度を増大していた場合、必ずしも問題の解決は自由經濟の枠では期待し得ないものであり、こゝに九三年後半に於ける補給問題の最大の困難性が存在してゐたのであつた。この困難は、又、従前の革命指導理想の一大轉換を促す要素さえも含んでゐたのである。

(三)

Approvisionnement の充足の必要を唱へたのは、ブーシュー(一一)ト將軍であるが、既にラン軍團を始め直接交戦状態にある各軍團は、早くから、その充分な對策の樹立を求めて居り、九三年夏以前に於いても食糧補給は當面、早急な解決を要する問題になつてゐた。それ故決國民總員令に基づく龐大な兵員の徵集と作戰効果の如何は、一重に *Approvisionnement* の如何に關はつてゐたのである。このことは又、九三年に於ける革命的危機の打開にも直接關聯を持つてゐる。

ることでもあつた。

扱て、各軍團、駐屯部隊の全般的な給養、補給の九三年後半に於ける實情は、如何なるものであつたであらうか。公安委員會、臨時行政委員會及び軍團の報告は、補給の状態が必ずしも一樣ではないことを示して居り、とくに作戦が行われている地域と行われてゐない地域とではその性格さえ異つてゐるのが見られるのである。

先づ、戦局の轉回がもつとも急速なノール、アルデンヌ、モーゼル、ラン軍團から成るノール方面軍を見ると、九三年四月に於いて、既に事態は憂慮すべきものであつた。^(二二)ラン軍團司令官キュスチーヌは事態の緊急性を認め、中央に計ることなく、現地に於いて独自の手段に訴へることとし、^(二三)作戦よりは寧ろ補給の方法と効果に關心を示している有様であつた。

軍團が公式の報告によつて補給の逼迫してゐる實情を述べたのは、八月十五日付リール發のが最初のもと思はれるが、それに據ると同方面の補給には何等改善された跡を見出すことが出来ないのである。^(二四)從來の同方面地域よりの報告が、^(二五)殆んど軍隊規律、訓練、憲法、フェデラリズム、武器調達に占められてゐたのに比較すれば、この報告は異例のものと云える譯であるが、要するにこのことは補給問題が作戦以上に急轉していることを如實に示してゐるのである。

同方面より、以後、送られた報告は、大凡、補給問題に占められて居り、同地域の軍事行動は殆んど補給の如何に左右されてゐる如き印象を興えてゐるのである。例えば、八月二十一日付のリール發の報告は、^(二六)同市の補給費用として四百萬リーヴルの支出を求め、二十三日付のカツセル發報告は五十五ヶ所に涉る軍食糧倉庫の調査を誌して居り、二十五日付のセダン發報告は、アルデンヌ軍の食糧の著しい缺乏を傳えてゐるのである。^(二七)

又、二十七日付アラス發の報告は充分な兵力を保有してゐても、それを維持する手段を缺けば全く無意味であり、例え或る程度穀物があつても、茹入、脱穀に必要な勞働力を缺けば入手は不可能であるとして補給問題には各種の異つた問題が交錯していることを暗示してゐるのである。

これに對して、九月二十二日及び二十五日付のアラス、リール發報告は、ノール軍が必要物資を全く缺き、數日分の食糧しか貯えられてゐないことを傳えて居り、續くダンケルク、セダン、リールよりの報告は、同様の事態があることを裏書きしてゐるのである。

以上の各地域よりの報告は一應駐屯地域の實情報告の如き形をとつてゐるのであるが、實際には各駐屯部隊の窮狀を間接的に現はしてゐるものであり、全般的に食糧不足が作戰を左右し食糧補給が各軍團の最大の關心事になつてゐた。

十月十六日付及び十八日付のストラスブル及びモーブージュ發の報告は、稍事態が好轉してゐることを傳えてゐるが、これは一時的のことであり、間もなくセダンの軍倉庫も皆無になり、アルデンヌの軍團の如きは、モーゼル、ノール兩軍團の莫大な補給に押されて極めて悲觀すべき状態に立至つたのである。

ノール軍團の駐屯地であるモーブージュ發の十一月十五日付報告と十二月八日付のアラス發報告は、收穫が期待したほどよくないため殆んどその日暮しの状態で、補給は依然として好轉して居らず、このためにアラス市の貯藏食糧を擧げてノール軍に振り向けなければならなかつたと述べて居り、ノール國境方面軍の補給は例外なく全般的に最悪の状態に陥つてゐたのであつた。しかし、十二月の下旬に至ると軍事的情勢は豫想外に好轉を示し居り、又軍團よりの報告は補給に關して殆んど傳える所がない状態になつて居り、漸く補給問題は好轉の兆候を示すに至つてゐるのである。

(四)

北部國境に對して比較的に平靜を保つていたアルプ、イタリー、ピレネー軍團に於ける補給は如何なる状態にあつたであらうか。同方面に於いて直接問題になつてゐたのは、ツールンに對するイギリス軍の侵入企圖とモンブラン縣方面に對するオーストリア、ピエモンド軍の侵入であるが、全般に於いて大規模な戦闘が見られず、寧ろ問題は反革命運動とフェデラリズムにあり、軍隊の直接任務は革命精神の徹底と革命運動の推進にあつた。従つて同方面の軍隊付委員の仕事には又別箇の勞苦と困難が伴つてゐた譯であるが、さればと云つて *Approvisionnement* が全く問題になつてゐない譯でもなかつたのである。既に七月二十九日付のペルピナン發の國民公會並びに公安委員會宛の東ピレネー軍付委員の報告は、軍隊の *Subsistances* 生活資料に不安があることを述べて居り、八月二十四日付ベルシェナ駐屯地發の西ピレネー軍團委員の報告は、同じく同方面軍の補給が悪化してゐるとし、更に二十四日付ラ・パープ發報告はイタリー方面軍の補給も圓滑に行われていないと傳えてゐるのである。

補給問題に關して、更に具體的に實情を傳えていると思われる史料は、八月二十五日付ツールズ發の東ピレネー軍付委員の報告であつて、同地域に於いて穀物の取得は甚だ困難であり、然も其の主なる原因は反革命派及び一部商人の策動によるとしてゐるのである。又九月一日付ロン・ル・ソーニエ發の報告はアルプ軍用に一萬五千カンタールの小麦の徵發をジュラ縣に命じた旨を記して居り、九月六日付マルセイユ發の報告は、ヴァル、アルプ・マルティムの諸縣の食糧事情が不安定であり、ジェノアに於ける買付も思うように進まないと傳えてゐるのである。更に九月十五日付フヲ

ア發の報告は、西ピレネー軍團管轄區域に關して國民總員令による兵力の増加は尨大な食糧を必要とし、其の確保が軍隊の勝利を齎らす最大の要件であると共に吾人の尤も關心を寄せるべき問題であると述べてゐるのであるが、此れに據る限り、直接的な食糧補給は未まだ問題になつてゐないことが窺はれるのである。

此れに對して、九月二十三日付ペルピナン發報告は、^(四〇)軍隊は生活資料を缺乏軍用倉庫には穀物が全く保管されて居らず、徵發は軍隊の *Approvisionnement* に全く効果を擧げてゐない旨を傳え、東ピレネー軍團は著しく補給に困難があるのを推測させるのである。同様の事情はブルターニュ地方にも見られるのであつて、九月三十日付のナント發のブレスト沿岸軍團付委員の報告は、^(四一)同方面の食糧調達は困難であり、六萬の陸軍並びに四十隻に上る海軍部隊の生活資料の補給は同地周邊諸縣以外の地域に頼る他はないとし、又九月三十日付オアウル發報告も食糧調達に全く手段の盡きた軍隊の補給に公安委員會がより注目すべきことを述べてゐるのである。

十月二日付のラ・レオル發の報告は、^(四三)西ピレネー軍の補給に關して、徵發は毎日の必要量にも満たない状態であり、作柄は他のミデイ地方よりも劣悪であるため、食糧を即刻必要とする旨を誌して居り、又アルプ軍もはや徵發のみによつては到底賸り切れない状態になつてゐるのである。更に、十月三日付のピセルダ發報告に至つては、東ピレネー軍の補給に關して、方策が盡き、穀物の國家管理以外に方法がない旨を誌して軍補給が極度に悪化してゐるのを傳えてゐるのである。

軍補給の悪化はイタリー軍團に於いても觀取出來る所であり、十月二十三日付ニース發の報告は、^(四五)同軍團の補給擔當者は、公定價格を上廻つた價格で食糧買付を行ふのを餘儀なくされたと述べて、通常の方法による市場買付では補給が

不可能であることを立證してゐるのである。通常の方法による補給の困難は、結局敵軍の食糧庫の剝奪等の占領地經營乃至は一般民需用に充當されていた食糧の軍隊への轉用等に補給の道を求めさせることになり、或ひは又國外購入を行ふための無理な進攻作戰を強行させるに至つたのであつた。

しかし、十二月に入ると *Approvisionnement* を求める報告は殆んど見當らず、反つて軍補給の状態は好轉している様子が見え、^(四九) 必ずしも全般的には良好とは云えぬまでも、或る程度當面の必要を満たす程度まで立直るに至つてゐるのである。^(五〇)

以上の北部並びにイタリー、地中海、東西ピレネー地域の各駐留軍團の補給に關する報告を通じて云ひ得ることは、(一)全般に *Approvisionnement* が極めて悪く、(二)其の程度は北部方面軍に於いて著しいものがあるが、其の他の軍團に於いても必ずしも樂觀を許さない事情にあり、(三)其の期間は概して七月より十月に至る四ヶ月であつて、(四)食糧不足の事情の他に供給、調達等の方法に難があり、(五)又 *Approvisionnement civile* との關聯に於いて問題が伏在してゐたこと等である。 *Approvisionnement* に關する事情が何れにせよ、とにかく其れが従前とは違つた大きな比重を持つ問題になつたことは事實であり、其の解決には凡ゆる方法が試みられる必要があつたのである。

(五)

既述した如く、共和國軍隊の總數は八月の國民總員令によつて約百萬を超えて居り、此れを兵員一人當りの基準割當量に照らすと凡そ年間總需要量は四百萬カントーに達する。^(五一) 此の需要量は、通例、公設の市場を通じ、補給擔當機關が

調達してゐるのであるが、現實に作戰に従事してゐる軍隊が、革命に伴う政治的、社會的、經濟的な混亂動搖に際して最も効果的に *Approvisionnement* を行ふのは、實際には非常な困難に遭遇する他はなかつたのである。記述した如き軍團付の派遣委員の報告は、食糧補給に伴ふ數多の困難と其の原因とも云うべきものに觸れてゐるのであるが、元來食糧補給の業務は政府直接の機關が負ふものであり、九三月二月までは食糧調達委員會 *Directoire aux Achats* 十月までは總合軍需品供給委員會 *Administration générale des subsistances militaires* 十月以降は、共和國軍需物資供給調達委員會 *Commission des subsistances et approvisionnement de la République* が各々其の任に當つてゐたのである。^(五二) 此の調達機關の改編と運用機構の變動が軍隊兵員の増加と戰爭規模の擴大に相應してゐたのは勿論であるが、他面に於いて此の機構の變遷そのものは *Approvisionnement* の困難を如實に物語つてゐることでもあつた。處で此の龐大な食糧を賭ふのに如何なる方法がとられ、如何なる効果を生じたであろうか。又此れに關聯して如何なる事情が介在してゐたのであらうか。補給の方法を検討すると共に併せて補給の困難を將來した事態を検討することゝしたい。

國民總員令公布以前に於いて、補給の主要手段は駐屯、作戰隣接行政區域の公設市場に於ける買付であり、其の仕拂は原則としてアッシニヤであつた。然し此の方法は、既に多くの問題を提起し、到底豫期した如き効果を得ることは出来なかつたのである。其の主なる理由は、一般民需用の買付が市場で行はれてゐるために勢ひ購買價格を釣り上げ、甚だしく一般民需を壓迫したことであつた。其の他の理由として擧げられることは、ベルギー占領地の放棄とデュームリーエ將軍裏切り後のアッシニヤ價格の暴落である。此の一般民需の壓迫とアッシニヤの六十%に上る下落は、^(五三)當然公設市

場に於ける激烈な購入争ひとアッシニヤによる購入の困難を將來し、特に龐大な數量の短期間に於ける買付は、一般民需用の買付を事實上停止させることとなり、又併せてアッシニヤ價格の變動は穀物生産者の市場供給を著しく鈍らせ、同時に穀物商人の賣惜しみ、隱匿、買占等の事態を惹起したのであつた。此の結果、軍隊食糧補給は其の途を他に求めざるを得なくなり、當時、事實上請負制によつて補給に當つてゐた御用商人に市場外での買付並びに或る程度の利潤を保證しなければならなかつたのである。^(五四) 此の結果、軍隊食糧の八十%内外のものは、中央の調達機關以外の組織によつて調達され、ラン軍團の如きは、其の軍倉庫に九三年の上半期を通じ、十八萬カントーの穀類を貯えるに至つたが、五月四日令による公定價格の制定によつて、間もなく此の方法は行き詰まざるを得なかつたのであつた。^(五五)

此の段階に於いて、補給上、主として問題になつたのは、市場外に於ける生産者からの買付と購入手段であり、刻々増加する需要とアッシニヤの下落及び公定價格の制定は、到底軍作戦の緊急な要望には應じ得なくなつてきたのである。此の結果軍隊補給の方法として最も効果的な方法は、駐屯地域に隣接する縣に對する強制割當購入制度 *Réquisition* であつた。

Réquisition に至る *Approvisionnement* の効果に關しては、總括的な數字を算定するのは極めて困難であるが、軍團付委員の報告並びに食糧委員會の對策を綜合すれば、全般的には充足してゐたと考えることは不可能である。此の補給が困難になつたことに就いては、輸送條件の悪化、粉挽水車の不備等^(五六)を擧げるべきであるが、結局窮局的に指適さるべきことは、強力な一貫した補給政策の缺如と中央に於ける實施機關の無活動であり、特に総合的な食糧政策の要の地位にある五月四日令の不備である。

五月四日令は、周知の如く、主要穀物の價格の安定を目途したものであるが、此れに關聯して驚くべきことは Substances の Approvisionnement にそれが何等觸れる所がないことである。此の補給に關して全く沈黙を守つてゐることが、抑々軍補給を一大暗礁に乗り上げさせる原因であつた。此のため軍補給に當る派遣委員は、止むなく生産者よりの直接購入を計るか公定價格を無視するか乃至は生産者への強制徴達を命ずるかをしなければならなくなつたのである。

Réquisition が、事實上、軍の補給のノーマルな方法になつたのは、九三年七月であるが、此れが、制度化されたのは九三年九月十一日の公定價格令(五七)に於いてであり、軍隊付委員の主要任務は殆んど Réquisition による軍隊食糧補給に限られるに至つたのである。

これと同時に強制調達の場所としての市場の性格は軍隊優先に變はり、穀物の公定價格による買付と國有地の小作人及び權利保有者による現物提供(五八)が、強制徴達の主要手段になるに至つたのである。Réquisition は、かくて、個人、市場を問はず全國的な規模に於ける唯一の補給方法になつた譯であるが、其の効果は軍團報告に徴する限り、殆んど期待通りに擧つて居らず(五九)何等かの別箇の方法が考えられる以外に打開の途がなかつたのであつた。強制調達に於いて特に問題になつたのは、買入價格が低過ぎて事實上、市場購入が不可能であつたこと及び支拂手段がアッシニヤであつたために生産者の市場供給を鈍らせたこと等であつて約百萬の軍隊に一日當り七十萬から九十萬のパンのレーション(五〇)を供給するには、著しい民需の壓迫が行はれない限り不可能のことであつた。特に活潑な作戦が行はれてゐるラン、モーゼル軍團の場合には、軍團駐留地域の隣接諸縣の負擔は極めて多大であつたのである。(六一)

強制調達の形式に於ける食糧補給は、かくて國內經濟の混亂を伴いつゝ或る程度効果を收めることが出來たが、結局、補給の方向は別に見出されなければならなかつた。こゝに於いて登場したのは大規模な外國買付である。

外國買付―輸入―の構想が具體化したのは、十月六日であるが、此の點に關しては公安委員會は最も慎重な態度を要する必要があつたのである。それは個人企業家と貿易商人が、反革命的な經濟行爲の當事者として革命民衆の最も攻撃する所であり、從來獨占禁止或ひは最高價格の制定に關しては専ら此の民衆感情の融和に重點に置かれてゐた事情に徴しても明白である如く、外國貿易を認めることは結局、反革命的な行動を默認する印象を與える恐れがあつたからであつた。^(六二)云はば革命民衆の微妙な政治的、社會的感情を考慮すべき立場にある公安委員會としては、いかに補給の問題とは云え、其の對策には充分吟味しなければならなかつたのである。此の點に於いて、自ら嚴格な封鎖經濟の枠を破り經濟政策の計畫的、統制的體制から自由主義的體制への移行を計つたことは、事態の推移が然らしめたとは云え、革命政治上微妙な轉機を作つたことゝ云はなければならぬであらう。當然そこには恐嚇政治體制の緩和乃至は質的變化とも云ふべき動きも出てくる譯であり、例え補給の問題とは云え、これは目に見えぬ革命政治の內的轉換を促す要素を作り出す誘因になつてくるのである。

食糧の外國買付に關して、先づ問題になつたのは買付必要量であつたが、九三年十月六日の臨時行政委員會は、一應六十萬の軍隊が四ヶ月支えるに足るものに定め、其の半分をダンチヒ、ハンブルグ等の北ヨーロッパ地域に仰ぐ方針を定め、殘餘をシシリ、ヂェノア、イタリー半島諸國から求めることゝしてゐるのである。^(六三)其の量はリズ百萬カントーに上るが、これ以外に同委員會は、レヴァントより小麥、十二萬カントー、リズ十萬カントー、アメリカより小麥粉一

萬樽、小麥五萬カントー、裸麥二萬五千カントーをそれぞれ購入する計畫を有して居り、又海軍は一ケ年分として百萬カントーの小麥の必要を認め、北方諸國よりの輸入を計つてゐるのである。此の輸入計畫に關して最も注目すべきは、Iwan et Cie. Delamarre. Abbema. Desjardins 等の民間貿易業者に相當量の取引が委託されてゐる事實であり、^(六四)政府の通商使節團も結成されてゐるとは云え、このことは注意すべき現象と云はなければならぬ。

外國買付に關して次に注意すべきは、買付先が漸次アメリカ合衆國に移つてゐる事實である。公安委員會並びに臨時行政委員會の議事録によれば、アメリカからの買付に資金の貸付、船舶の斡旋等の便益を供する事實が屢々指適され、^(六五)アメリカはスイスと同様、中立國の立場より積極的な穀物供給を行ひ、所謂三角貿易の形式に於いて革命フランスの需要を満たす立場に立つに至つたのである。

以上の外國買付が、どの程度、フランスの軍隊補給に貢献し得たかは正確には算定し得ないが、イタリー、スイス、北ヨーロッパ、アメリカの穀物が、逼迫している補給に相當程度寄與し得たことは充分に推測し得る所である。

共和曆二年の *Approvisionnement* は、結局、最後に外國買付に活路を求める段階に至つて、戦局の好轉に伴ふ占領地に於ける食糧調達に辛じて打開の途を護得し、國內に於ける強制調達の強行と相俟つて一應當面の課題を克服するのであるが、強制調達を通じて、革命フランスの經濟政策の自由主義的性格は大きく變はり、計畫的、統制的色彩を強くしてゆくのである。

Approvisionnement は、其れ自體、確かに困難な条件下に置かれてゐた。しかし補給が全く不可能であつたことを意味している譯ではない。それは結局は一般民需の犠牲によつて可能であつたのである。このことは、又、反面、革命

政治の、廣範な社會化されたプログラムによる、再検討を餘儀なくするものであり、又それ故に Substances (生活資料) と云ふ形式に於ける新たな補給問題の解決の仕方を生み出してくるのである。ジャコバンが、かゝる形に於いて革命政治の窮局的な課題を知つたのは、實にかゝる Approvisionnement の經驗を経てからのことであつた。

(註)

- (1) R. Werner, L'approvisionnement en pain de la population du Bas-Rhin et de l'Armée du Rhin pendant la Révolution (1787—1797), p. 90—107. Paris. 1951.
- (2) G. Herlant, Le Colonel Bouchotte, Tome. I, p. 194. Paris. 1946.
- (3) L. Cahen et R. Guyot, L'oeuvre législative de la Révolution. p. 271—2.
A. Aulard, Recueil des Actes du Comité de Salut public avec La Correspondance officielle des Représentants en mission. Tome. II, p. 295—300.
- (4) G. Herlant, op. cit., p. 197.
- (5) Aulard, op. cit., Tome. III, p. 534.
- (6) Aulard, op. cit., Tome. III, p. 535—6.
- (7) Aulard, op. cit., Tome. VI, p. 72—6.
- (8) R. Werner, op. cit., p. 132—6.
- (9) Cahen et Guyot, op. cit., p. 471—4.
- (10) H. Calvet, L'Accaparement à Paris sous la Terreur, p. 44—8
- (11) G. Herlant, op. cit., Tome. I, p. 210. Paris. 1946.
- (12) Rebert Werner, op. cit., p. 366.

- (1三) R. Werner, op. cit., p. 366—7.
- (1四) Aulard, op. cit., Tome. V, p. 559—62.
- (1五) 六月十二日付 La Rochelle 發報告、同十四日付 Tours 發報告、同十八日付 Niort 發報告、十九日付 Poitiers 及び Roche-
fort 發報告、二十三日付 Niort 發報告
- (1六) Aulard, op. cit., Tome. VI, p. 51.
- (1七) Aulard, op. cit., Tome. VI, p. 77.
- (1八) Aulard, op. cit., Tome. VI, p. 132—3.
- (1九) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 7.
- (二〇) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 59.
- (二一) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 119.
- (二二) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 187.
- (二三) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 328.
- (二四) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 364.
- (二五) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 455—6.
- (二六) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 490.
- (二七) Aulard, op. cit., Tome. VIII, p. 540.
- (二八) Aulard, op. cit., Tome. VIII, p. 126.
- (二九) Aulard, op. cit., Tome. VIII, p. 440.
- (三〇) Aulard, op. cit., Tome. VIII, p. 261.
- (三一) Aulard, op. cit., Tome. VIII, p. 357.
- (三二) 七月二十七日付ニース發國民公會宛の報告に據れば、ソーロンへのイギリス軍侵入を計る陰謀があつたと記されてゐる。

Aulard, op. cit., Tome. V, p. 405.

(三三) Aulard, op. cit., Tome. V, p. 420.

(三四) Aulard, op. cit., Tome. VI, p. 93.

(三五) Aulard, op. cit., Tome. VI, p. 95.

(三六) Aulard, op. cit., Tome. VI, p. 110—11.

(三七) Aulard, op. cit., Tome. VI, p. 230—31.

(三八) Aulard, op. cit., Tome. VI, p. 320—23.

(三九) Aulard, op. cit., Tome. VI, p. 506—7.

(四〇) Aulard, op. cit., Tome. VIII, p. 27.

(四一) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 139—40.

(四二) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 158.

(四三) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 192.

(四四) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 196.

(四五) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 600.

Aulard, op. cit., Tome. VIII, p. 197. に據ればイタリー軍の補給は著しく逼迫してゐる。

(四六) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 617.

Aulard, op. cit., Tome. VIII, p. 633.

(四七) Aulard, op. cit., Tome. VIII, p. 51. ヘルピナン發十月二十六日付報告は Aude 縣に命じた一萬五千カンタールの小麦

の Héralut 縣への配給の停止を命じ、緊急状態にある東ピレネー軍に充當すべきことを述べてゐる。同種の報告は、十二月二日

付メルセイユ發報告にも見られる。(Aulard, op. cit., Tome. VIII, p. 173. Aulard, op. cit., Tome. VIII, p. 646)

(四八) 十一月十六日付ニース發公安委員會宛報告は、イタリア軍の補給手段としてデエノアの占領をほのめかしてゐる。

Aulard, op. cit., Tome. VIII, p. 480—1.

(四九) Aulard, op. cit., Tome. IX, p. 457.

(五〇) 十二月二十日付ポルトー發國民公會宛報告は、補給は吾々の最も憂慮すべき問題になつてゐるが、漸次 *Approvisionnement civile* の中に補給源を見出すことが出来る旨を誌してゐる。Aulard, op. cit., Tome. IX, p. 592.

(五一) 此の數字はパン製造に要する小麦、裸麥、大麥等の穀類に限つたもので年間個人當最低消費量四カントーから計算したもので兵員基準數字量二十四オンスから計算すれば、年間消費量は六カントーを過ぎることになり、總需要量は六百萬カントーを超過する。此の他、食糧としては牛肉四分ノ三、牡牛又は羊肉四分ノ一からなる肉のレーション及び *Viande fraiche* があるが、後者は九二年六月、割當から取り除かれた。尙年間最低消費量四カントーは R. Werner, op. cit., p. 61 に據る。又基準割當二十四オンスは九二年二月二十四日付立法議會法令に據るもので三月十五日より實施されてゐる。R. Werner, op. cit., p. 169—70 參照。

(五二) R. Werner, op. cit., p. 366.

(五三) J. Auréjac, *Les emprunts sous la Révolution*, p. 145 (*Cahiers de la R. F. No. VII. Paris. 1938*).

(五四) 正しくは *Agents de l'administration militaire* と云はれた。その保證された利益は取引高の二%であつた。(R. Werner, op. cit., p. 367)

(五五) R. Werner, op. cit., p. 370—1.

(五六) 脱穀の全國的な平均能力の算定は殆んど不可能であるが、概ね麥の能力は與えられた原料の二分の一弱程度で、收穫期に於ける勞働力の不足と相俟ち、絶えず補給上の重大問題になつてゐた。(R. Werner, op. cit., p. 369.)

(五七) 九三年七月六七日の諸會 *Cahen et Guyot, L'oeuvre législative de la Révolution*, p. 476

(五八) Aulard, op. cit., Tome VI, p. 73—4. 九月十一日の公定價額令第三部第一條に據れば、最上の小麦は一カントール當り十四リール、小麦粉は二十リール、裸麥は十リール、燕麥は十四リールをそれぞれ超えてはならないと規定され、事實上の最高價額であつた。(Cahen, op. cit., p. 477)

(五九) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 127 Tome VII, p. 158

(六〇) R. Werner 氏の計算によれば約十一萬のライン軍を賄ふには一日當り七萬から九萬のレーシヨンを作るのに必要な小麥類の補給がなければならなかつた。(R. Werner, op. cit., p. 399).

(六一) ライン軍團の九三年度收穫期(十二月より計算)に於ける Réquisition の割當は froment のみでも六五萬六千カントーに達してゐたが、九月より十一月までの froment の Réquisition は二十九萬七千カントーに上り、猛烈な Réquisition が行なわれてゐた事情を推測出来る。(R. Werner, op. cit., p. 395)

(六二) ジャコブ派革命政府の通商政策の變遷については G. Lefebvre, Étude sur la Révolution Française, p. 170—198 に詳しい。

(六三) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 249

(六四) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 250—1

(六五) Aulard, op. cit., Tome. IX, p. 277—80. Tome. VIII, p. 144. p. 618—9.

(本稿は昭和三十年度文部省科學研究費による研究の一部である)。